

平成28年箕輪町規則第59号

箕輪町介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）
 - 第1節 基本方針（第3条）
 - 第2節 人員に関する基準（第4条・第5条）
 - 第3節 設備に関する基準（第6条）
 - 第4節 運営に関する基準（第7条－第35条）
- 第3章 訪問型サービスB（住民主体によるサービス）
 - 第1節 基本方針（第36条）
 - 第2節 人員に関する基準（第37条）
 - 第3節 設備に関する基準（第38条）
 - 第4節 運営に関する基準（第39条－第42条）
- 第4章 訪問型サービスC（短期集中予防サービス）
 - 第1節 基本方針（第43条）
 - 第2節 人員に関する基準（第44条）
 - 第3節 設備に関する基準（第45条）
 - 第4節 運営に関する基準（第46条・第47条）
- 第5章 通所型サービスA1（緩和した基準によるサービス）
 - 第1節 基本方針（第48条）
 - 第2節 人員に関する基準（第49条・第50条）
 - 第3節 設備に関する基準（第51条）
 - 第4節 運営に関する基準（第52条－第57条）
- 第6章 通所型サービスA2（公共施設等において事業者が運営するサービス）
 - 第1節 基本方針（第58条）
 - 第2節 人員に関する基準（第59条・第60条）
 - 第3節 設備に関する基準（第61条）
 - 第4節 運営に関する基準（第62条－第64条）
- 第7章 通所型サービスB（住民主体によるサービス）
 - 第1節 基本方針（第65条）
 - 第2節 人員に関する基準（第66条・第67条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令

」という。) 第140条の63の6及び箕輪町介護予防・日常生活支援総合事業実施規則(平成28年箕輪町規則第 号)第25条の規定に基づき、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項第1号に規定する事業に係る人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 法第115条の45第1項第1号イ及びロに規定する総合事業を行う者をいう。
- (2) 事業所 法第115条の45第1項第1号イ及びロに規定する総合事業を行う者が事業を行う事業所をいう。
- (3) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する総合事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (4) 総合事業費用基準額 法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定める基準により算出した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に総合事業に要した費用の額)をいう。
- (5) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により総合事業支給費が利用者に代わり当該指定事業者を支払われる当該総合事業支給費に係る総合事業をいう。

第2章 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)

第1節 基本方針

(基本方針)

第3条 訪問型サービスA(以下「訪問Aサービス」という。)の事業は、利用者が可能な限りその者の居宅において要支援相当の状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従事者の員数)

第4条 事業者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

2 事業者は、事業所ごとに、従事者のうち、利用者の数に応じ必要と認められる数の者を訪問事業責任者としなければならない。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。

4 第1項の従事者ならびに第2項の訪問事業責任者は、介護福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者又は町長が別に定める研修の修了者とする。

(管理者)

第5条 事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かな

なければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等の職務に従事させることができる。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第6条 事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問Aサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問Aサービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 事業者は、訪問Aサービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第22条に規定する運営規程の概要、従事者等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(サービス提供困難時の対応)

第8条 事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な訪問Aサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第9条 事業者は、訪問Aサービスの提供を求められた場合は、その提供を求める者から提示された被保険者証（法第12条第3項の被保険者証をいう。以下同じ。）によって、被保険者資格、要支援認定又は事業対象者該当の有無及び要支援認定の有効期間を確かめなければならない。

2 事業者は、前項の被保険者証に、法第73条第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、訪問Aサービスを提供するよう努めなければならない。

(心身の状況等の把握)

第10条 事業者は、訪問Aサービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第11条 事業者は、訪問Aサービスを提供するに当たっては、地域包括支援セン

ターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

- 2 事業者は、訪問Aサービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センターに対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

(個別計画の作成)

第12条 訪問事業責任者又は従事者は、必要に応じて利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問Aサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問Aサービス個別計画を作成するものとする。

(総合事業支給費を受けるための援助)

第13条 事業者は、訪問Aサービスの提供の開始に際し、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス・支援計画表の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を町に対して届け出ること等により、総合事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の総合事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス・支援計画表に沿ったサービスの提供)

第14条 事業者は、介護予防サービス・支援計画表が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問Aサービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス・支援計画表等の変更の援助)

第15条 事業者は、利用者が介護予防サービス計画・支援計画表の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第16条 事業者は、訪問Aサービスを提供した際には、当該訪問Aサービスの提供日及び内容、当該訪問Aサービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける総合事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス・支援計画表に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 事業者は、訪問Aサービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料の受領)

第17条 事業者は、法定代理受領サービスに該当する訪問Aサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該訪問Aサービスに係る総合事業費用基準額から事業者を支払われる総合事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問Aサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、訪問Aサービスに係る総合事業支給費との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない
- 3 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問Aサービスを行う場合に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(総合事業給付の請求のための証明書の交付)

第18条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問Aサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した訪問Aサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する町への通知)

第19条 事業者は、訪問Aサービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに訪問Aサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって総合事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第20条 従事者等は、現に訪問Aサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及び訪問事業責任者の責務)

第21条 事業所の管理者は、当該訪問Aサービス事業所の従事者及び訪問Aサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 事業所の管理者は、当該訪問Aサービス事業所の従事者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮 命令を行わなければならない。
- 3 第4条第2項に規定する訪問事業責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。
 - (1) 訪問Aサービスの利用の申込みに係る調整をすること。
 - (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
 - (3) サービス担当者会議への出席等地域包括支援センターとの連携に関すること。
 - (4) 従事者等（訪問事業責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、

具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

- (5) 従事者等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 従事者等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 従事者等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第22条 事業者は、訪問Aサービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従事者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 訪問Aサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の実業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 個人情報管理の方法
- (8) 苦情への対応方法
- (9) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
- (10) その他事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第23条 事業者は、利用者に対し適切な訪問Aサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従事者等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 事業者は、訪問Aサービス事業所ごとに、当該事業所の従事者等によって訪問Aサービスを提供しなければならない。

3 事業者は、従事者等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第24条 事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 事業者は、事業所の設備及び備品については、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第25条 事業者は、事業所の見やすい場所に、第22条に規定する運営規程の概要、従事者等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第26条 事業所の従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、当該事業所の従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上

知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第27条 事業者は、事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第28条 事業者は、介護予防支援事業者又はその従事者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第29条 事業者は、提供した訪問Aサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業者は、提供した訪問Aサービスに関し、法第115条の45の7第1項の規定により町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 事業者は、町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を町に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 事業者は、利用者に対する訪問Aサービスの提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 事業者は、利用者に対する訪問Aサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第31条 事業者は、事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該訪問Aサービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該訪問Aサービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な訪問Aサービス等が継続的に提供されるよう、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う居宅介護支援事業者及び他の訪問Aサービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする

。

(会計の区分)

第32条 事業者は、訪問Aサービス事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問Aサービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(地域との連携等)

第33条 訪問Aサービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した訪問Aサービスに関する利用者からの苦情に関して、町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第34条 事業者は、従事者等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(記録の整備)

第35条 事業者は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくなければならない。

2 事業者は、利用者に対する訪問Aサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第4号及び第5号に掲げる記録は、5年間)保存しなければならない。

(1) 訪問Aサービス計画

(2) 第16条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第19条の規定による町への通知に係る記録

(4) 第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 第30条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 訪問型サービスB(住民主体によるサービス)

第1節 基本方針

(基本方針)

第36条 訪問型サービスB(以下「訪問Bサービス」という。)の事業は、利用者が可能な限りその者の居宅において、要支援相当の状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、住民主体による多様なサービスの利用を促進し、住民主体として行う生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従事者の員数)

第37条 事業者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

2 前項の従事者は、介護福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者又

は町長が別に定める研修の修了者とする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第38条 事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、訪問Bサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問Bサービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(サービスの提供の記録)

第39条 事業者は、訪問Bサービスを提供した際には、当該訪問Bサービスの提供日及び内容、当該訪問Bサービスについて利用者から支払を受けた利用料の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス支援計画書を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 事業者は、訪問Bサービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料の受領)

第40条 事業者は、訪問Bサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、別に定める額の支払を受けるものとする。

(利用者に関する町への通知)

第41条 事業者は、訪問Bサービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに訪問Bサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって訪問Bサービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

(準用)

第42条 第10条及び第11条、第14条及び第15条、第20条、第23条第3項、第24条、第26条から第35条までの規定は、訪問Bサービスの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問Aサービス」とあるのは「訪問Bサービス」と、第35条中「第16条第2項」とあるのは「第39条第2項」と、「第19条」とあるのは「第41条」と読み替えるものとする。

第4章 訪問型サービスC（短期集中予防サービス）

第1節 基本方針

（基本方針）

第43条 訪問型サービスC（以下「訪問Cサービス」という。）の事業は、利用者が可能な限りその者の居宅において要支援相当の状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従事者の員数）

第44条 事業者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

2 前項の従事者は、理学療法士又は作業療法士とする。

第3節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第45条 事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、訪問Cサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

。

2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問Cサービスの事業と指定訪問リハビリテーションの事業又は指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第77条第1項及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第80条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

第4節 運営に関する基準

（個別計画の作成）

第46条 従事者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問Cサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問Cサービス個別計画を作成するものとする。

。

（準用）

第47条 第7条、第10条及び第11条、第13条から第15条まで、第20条、第22条から第35条まで及び第39条から第41条までの規定は、訪問Cサービスの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問Aサービス」とあるのは「訪問Cサービス」と、「訪問Bサービス」とあるのは「訪問Cサービス」と、第35条中「第16条第2項」とあるのは「第39条第2項」と、「第19条」

とあるのは「第41条」と読み替えるものとする。

第5章 通所型サービスA1（緩和した基準によるサービス）

第1節 基本方針

（基本方針）

第48条 通所型サービスA1（以下「通所A1サービス」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその者の居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、状態等を踏まえながら多様なサービスの利用を促進すると共に、ミニデイサービス、運動・レクリエーション等を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従事者の員数）

第49条 事業者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者の員数は、通所A1サービスの単位ごとに、当該通所A1サービスを提供している時間帯に従事者（専ら通所A1サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所A1サービスを提供している時間数で除して得た数が利用者（当該事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）若しくは指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス等基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業若しくは指定地域密着型通所介護（箕輪町指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例（平成25年箕輪町条例第4号）第12条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の利用者（以下この節及び次節において同じ。）数15人までの場合にあつては1以上、利用者数15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数とする。

2 事業者は、通所A1サービスの単位ごとに前項の従事者を、常時1人以上当該通所A1サービスに従事させなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、従事者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所介護サービスの単位の介護職員として従事することができる。

4 前各項の通所A1サービスの単位は、通所A1サービスであつてその提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

（管理者）

第50条 サービス事業者は、通所A1サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、通所A1サービス事業所

の管理上支障がない場合は、通所 A 1 サービス事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等の職務に従事させることができる。

第 3 節 設備に関する基準 (設備及び備品等)

第 51 条 通所 A 1 サービス事業所は、通所 A 1 サービスの提供に必要な場所及び事業運営を行うために必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する通所 A 1 サービスを提供するために必要な場所の面積は、3 平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

3 サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所 A 1 サービスの事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第 95 条第 1 項から第 3 項又は指定地域密着型サービス等基準第 22 条第 1 項から第 3 項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前 2 項に規定する基準を満たしているものとみなす。

第 4 節 運営に関する基準 (利用料の受領)

第 52 条 事業者は、法定代理受領サービスに該当する通所 A 1 サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該通所 A 1 サービスに係る総合事業費用基準額から事業者を支払われる総合事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所 A 1 サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、通所 A 1 サービスに係る総合事業支給費との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 通所 A 1 サービス事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 通所 A 1 サービスに通常要する時間を超える通所 A 1 サービスであって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常
の通所 A 1 サービスに係る総合事業支給費を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、通所 A 1 サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第 3 号に掲げる費用については、指定居宅サービス等基準第 96 条第 4 項の規定により厚生労働大臣が定める指針によるものとする。

5 通所 A 1 サービスは、第 3 項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に

当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第53条 事業者は、通所A1サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従事者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 通所A1サービスの利用定員
- (5) 通所A1サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 個人情報管理の方法
- (10) 苦情への対応方法
- (11) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
- (12) その他事業の運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第54条 通所A1サービス事業者は、利用定員を超えて通所A1サービスの提供を行ってはならない。

(非常災害対策)

第55条 通所A1サービス事業者は、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第56条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第57条 第7条から第16条まで、第18条から第21条まで、第23条、第25条から第33条まで及び第35条の規定は、通所A1サービスの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問Aサービス」とあるのは「通所A1サービス」と、第12条中「訪問事業責任者又は従事者」とあるのは「従事者」と、第21条中「訪問事業責任者」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

第6章 通所型サービスA2（公共施設等において事業者が運営するサー

ビス)

第1節 基本方針

(基本方針)

第58条 通所型サービスA2(以下「通所A2サービス」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその者の居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、状態等を踏まえながら、地域の通いの場においてミニデイサービス、運動・レクリエーション等を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従事者の員数)

第59条 事業者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者の員数は、通所A2サービスの単位ごとに、当該通所A2サービスを提供している時間帯に従事者(専ら通所A2サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該通所A2サービスを提供している時間数で除して得た数が、利用者数15人までの場合にあつては1以上、利用者数15人を超える場合にあつては当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

2 事業者は、通所A2サービスの単位ごとに前項の従事者を、常時1人以上通所A2サービスに従事させなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、従事者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所A2サービスの単位の従事者として従事することができる。

4 前各項の通所A2サービスの単位は、通所A2サービスであつてその提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

(管理者)

第60条 サービス事業者は、通所A2サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、通所A2サービス事業所の管理上支障がない場合は、通所A2サービス事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等の職務に従事させることができる。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第61条 通所A2サービス事業所は、通所A2サービスの提供に必要な広さを有する区画を手配するほか、場所及び事業運営を行うために必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第4節 運営に関する基準

(利用料の受領)

第62条 事業者は、通所A2サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、別に定める額の支払を受けるものとする。

2 通所A2サービス事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 前号に掲げるもののほか、通所 A 2 サービスの提供において提供される便宜のうち、サービス利用において必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

3 通所 A 2 サービスは、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(事業実施計画の作成)

第63条 事業者は、事業実施計画を作成し、町に提出するとともに、利用者に対し示さなければならない。

(準用)

第64条 第9条から第11条まで、第13条から第15条まで、第20条及び第21条、第23条第2項及び第3項、第26条及び第27条、第29条から第33条まで、第35条、第39条、第41条、第55条及び第56条の規定は、通所 A 2 サービスの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問 A サービス」とあるのは「通所 A 2 サービス」と、「訪問 B サービス」とあるのは「通所 A 2 サービス」と、「通所 A 1 サービス」とあるのは「通所 A 2 サービス」と、第21条中「訪問事業責任者」とあるのは「管理者」と、第35条中「第16条第2項」とあるのは「第39条第2項」と、「第19条」とあるのは「第41条」と読み替えるものとする。

第6章 通所型サービス B（住民主体によるサービス）

第1節 基本方針

(基本方針)

第65条 通所型サービス B（以下「通所 B サービス」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその者の居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、体操、運動等の活動など、自主的な通いの場を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従事者の員数)

第66条 通所 B サービスの事業を行う事業者が行う従事者の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

2 前項の従事者は、町長が別に定める研修の修了者とする。

(準用)

第67条 第9条から第11条まで、第14条及び第15条、第20条、第23条第3項、第26条及び第27条、第29条から第33条まで、第35条、第39条、第41条、第55条及び第56条、第61条から第63条までの規定は、通所 B サービスの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問 A サービス」とあるのは「通所 B サービス」と、「訪問 B サービス」とあるのは「通所 B サービス」と、「通所 A 1 サービス」とあるのは「通所 B サービス」と、「通所 A 2 サービス

」とあるのは「通所Bサービス」と、第35条中「第16条第2項」とあるのは「第39条第2項」と、「第19条」とあるのは「第41条」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。